

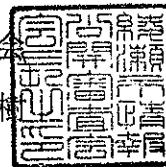
答申第23号

令和4年3月9日

綾瀬市農業委員会 殿

綾瀬市情報公開審査会

会長 永山茂樹



行政情報非公開決定に対する審査請求について（答申）

令和3年10月14日付けで諮詢された農地法違反の指導した書類に係る非公開決定の件（諮詢第26号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

農地法違反の指導した書類に対する情報公開請求について、非公開決定（存否応答拒否）とした決定は妥当である。

2 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨について

審査請求の趣旨は、綾瀬市吉岡の地番を特定した農地（6筆）の農地法違反の指導をした書類について、綾瀬市農業委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年8月12日付で、綾瀬市情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項に該当する行政情報として、公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人は識別できないが、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの）を公開することとなるため、公開請求に係る行政情報の存否を明らかにしないで非公開とした処分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由及び意見について

審査請求人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

ア 本件情報公開請求を行った綾瀬市吉岡の農地等に大量の土砂が持ち込まれていることから、実施機関が行為者に対しどのような行政指導を行ってきたのかを明らかにするため情報公開を求める。

イ 神奈川県から公開された行政情報において、綾瀬市吉岡の農地等における土砂のストックヤードについて、許可を受けずに盛土を行っている可能性があるとの記述があり、違反行為が指導されていない可能性があるため公開を求める。

ウ 神奈川県に無届で残土が持ち込まれている地域内に存在していたと思われる綾瀬市道が、区域外の土地と交換され綾瀬市道の付け替えが行われた可能性がある。付け替えに係る土地交換契約が令和元年8月2日に交わされており、実施機関が同日以前から当該地の行政指導を行っていたら、違法行為を行政が手助けすることとなるので、綾瀬市道の付け替えの適否について確認するため公開を求める。

エ 平成27年1月13日付けで実施機関を経由して神奈川県知事に提出された農地法第5条第1項の規定による許可申請書の許可を受けようとする土地（3筆）も含め、大量の土砂が持ち込まれていることから、実施機関が同日以降に違法に残土が持ち込まれていた事実を把握していたのか確認するため公開を求める。

オ 静岡県熱海市の土砂崩れにおいても、違法な土砂の持ち込みに対して市民の命と財産を守る立場で市が毅然とした対応を行っていたら、多くの命は守られた。違反の場所を公表すると事業者は多くの国民から監視され事業者の違反行為の抑制になるので、実施機関が指導した文書の公開を求める。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求は、特定の地番を指定して行われている。土地の所有者に関する情報は不動産登記制度により何人でも法務局で取得可能な情報であることから、不動産登記制度により取得した所有者に関する情報と照合することで特定の個人と紐付けることが可能となるため、本件行政情報は、条例第7条第1号で定める個人に関する情報に該当するものである。
- (2) 本件行政情報が仮に存在するとして、本件公開請求を非公開と決定した場合には、「特定の個人が農地法に基づく指導を受けた」という事実が明らかになる。一方で、仮に本件行政情報が存在しないとすれば、本件公開請求に対しては対象となる行政情報が存在しない旨を審査請求人に通知することにより、「請求した土地の所有者が農地法の規定に基づき指導された事実は存しない」ことが明らかになる。

結果として、特定の地番を指定して行われた本件公開請求については、本件行政情報の存否の応答をすることにより、個人に関する情報を公開することと同じ結果を招くこととなるから、条例第10条第1項に基づき、行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否すべきものである。

- (3) 条例では、市民の知る権利を尊重し、情報公開の要請に応えるため、条例第7条各号に規定する非公開情報であった場合でも、当該非公開情報の実質的な保護の必要性や公開することの公益を考慮して、例外的に公開することを認め

る規定を置いている。本件行政情報がこの規定に該当し、例外的に公開すべきものであるかの判断においては、個人情報を非公開とすることで保護される個人の権利利益とこれを公開することにより得られる社会的利益を比較衡量して慎重に決定する必要があり、その例外的公開に当たっては、保護される個人の権利利益を犠牲にしてもなお公開により得られる社会的利益を優先しなければならない場合に限定すべきものである。

この点について、行政情報の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否した理由は、本件公開請求が特定の地番を指定して行われたことにより、結果として「土地の所有者が農地法の規定に違反している」という秘匿性の高い個人情報を公開することになるためであり、個人の正当な権利利益を保護する必要性は極めて高いものである。これは、条例第3条において「行政情報の公開に当たっては、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公にされないように最大限の配慮をしなければならない」と規定していることからも明らかである。

一方で、公開を求められている農地については、近接する住居及び公共施設がなく、通学路等により近隣住民の頻繁な往来がある道路にも面しておらず、周囲の地形も平坦であることから、現に人の生命、健康、生活又は財産を侵害する危険性は無く、また仮にあったとしても極めて低いものである。

したがって、公開することによって得られる社会的利益が個人に関する情報に優越するとは認められず、本件行政情報を公開すべき理由は認められない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、本件行政情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件行政情報について

本件行政情報は、特定の地番の農地について実施機関が農地法違反の指導を行ったことを前提とした当該指導に係る書類である。

(2) 本件処分の妥当性について

条例第10条第1項は、「公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該行政情報の存否を明

らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。

実施機関は、本件行政情報が条例第7条第1号の非公開情報に該当するとして、条例第10条第1項の規定により本件処分を行っていることから、本件行政情報が条例第7条第1号の非公開情報に該当するか否かについて検討し、次に、条例第7条第1号ウに該当し公開することが必要か否かについて検討することとする。

ア 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、個人に関する情報について、個人のプライバシーを中心とする個人の権利利益を保護する観点から、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」及び「特定の個人は識別できないが、公開することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として非公開とし、一般的に当該個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公益上公にする必要が認められるものを同号の非公開情報から除外している。

イ 条例第7条第1号の該当性について

本件行政情報は、実施機関が特定の地番の農地に対し農地法に違反するとして行政指導を行ったか否かという情報であって、特定された地番から不動産登記制度により取得した所有者に関する情報と照合することで特定の個人と紐付けることが可能となるため、条例第7条第1号本文に該当する個人に関する情報と認められる。

ウ 条例第7条第1号ウの該当性について

条例第7条第1号ウは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開が必要であると認められる情報」については、これを非公開情報から除くこととしている。

本件公開請求の対象となる土地の現況について、実施機関及び審査請求人から提出された意見書及び資料に基づけば、当該土地に土砂が堆積されていることにより、状況によっては周辺住民の権利利益を害するおそれは否定できず、とりわけ、周辺土地に存する第三者の財産を侵害する可能性は決して低いものではなく、憂慮すべき部分がある。

しかしながら、「行政機関から法的な指導を受けたか否か」という個人に関する情報の保護の必要性との比較においては、当該個人の秘密、私生活その他の個人のプライバシーに関する権利を害してもなお公開することが必要であるとまでは認められないため、条例第7条第1号ウに該当しない。

エ 条例第10条第1項の妥当性について

上記イ及びウのとおり、本件行政情報は、条例第7条第1号の非公開情報に該当する。

また、上記(1)のとおり、本件公開請求は、実施機関が特定の地番の農地に対し、農地法違反の指導を行ったことを前提にしたものであり、本件行政情報が存在しているか否かを答えると、条例第7条第1号の非公開情報を公開することとなることが認められることから、実施機関が条例第10条第1項の規定により、本件行政情報の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、違反の場所を公表すると事業者の違反行為の抑制になる旨主張しているが、本件行政情報が非公開とされることにより、違反業者が増加し、本件と同様の事案が生じ得ることについて十分な説明が得られなかつたため、審査請求人の主張は認められない。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(5) 付言

ア 本件公開請求の対象となる土地の危険性については、個人の権利利益を害してもなお、公開することが必要とまでは認められなかつたが、財産を侵害する可能性を否定することができないことに鑑みると、個人に関する情報を不当に害さない範囲で必要な情報の公開に努めることが望ましいと考える。

イ 審査請求人から提出された資料に基づくと、神奈川県が行った情報公開請求に対する決定と実施機関が行った情報公開請求に対する決定が異なるが、行われた情報公開請求の内容が同一ではないこと、また、それぞれの情報公開条例に基づき決定したものであって、その解釈運用が異なっていても地方自治の趣旨から問題はないと言える。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和3年10月14日	○諮詢
令和3年11月17日 (第1回審査会)	○審議
令和4年1月21日 (第2回審査会)	○審議

綾瀬市情報公開審査会委員名簿

氏名	備考
飯島 将仁	
鈴木 隆徳	
鈴木 真理子	
永山 茂樹	会長
牧浦 義孝	会長職務代理者

